



5.3.-6

番付 %
3令和 5 年 3 月 6 日
午前・午後 4 時 53 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係	
			令和 5 年 3 月 6 日
愛南町議会議長 原田 達也 殿	愛南町議会議員	池田 栄次	

一般質問通告書

次のとおり通告します。

(答弁一括方式 ・ 答弁分割方式)

質問の要旨	答弁を求める者
<p>1. 大規模地震時の電気火災抑制対策について。</p> <p>近年の大規模地震発生時においては、電気に起因する火災が多くみられるようになってきました。過去の大地震発生時に起こる電気火災は「地震の揺れによって可燃物と電気機器が接触して発生する火災」と「地震の揺れなどの影響で停電した後に電気が復旧することで発生する通電火災」の2種類に大別されます。大規模地震における出火原因が確認された火災のうち電気火災は、阪神・淡路大震災においては全火災の約6割で、地震発生後数時間が経過しても一定の件数が発生し続けており地震直後に多くの世帯で停電が発生し、その後の停電復旧「通電」に伴い通電火災が発生したためであるとの報告がされ、通電火災が注目されています。東日本大震災においても全火災の6割が電気火災、熊本地震においても全火災の5割強が電気火災であったとの報告がされています。</p> <p>大規模地震時の電気火災抑制策として地震の揺れ震度5強相当を感じて電気を遮断する感震ブレーカーの設置は、実際の大規模地震を経て有効性が確認された取組みではないが、過去の地震火災の検証から有効性が期待される取組みであるとされています。</p> <p>一般社団法人日本電気協会の「内線規定」でも、タップ型コンセントタイプ感震ブレーカーや簡易タイプ感震ブレーカーの特徴や、生命維持に直結する在宅用医療機器を使用している家庭等、地震等の揺れにより電路を遮断する弊害が大きい場合は、通電が必要な機</p>	町長

器を除いてコンセントタイプ感震ブレーカーを設置するなどの留意事項等を使用者に十分に認識するよう努めたうえで、タップ型コンセントタイプ感震ブレーカーや簡易タイプ感震ブレーカーの設置を選択することを妨げない範囲で、地方自治体が指定する「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の全ての住宅など、及び、都市計画法に基づく「防火地域」・「準防火地域」の耐火建築物を除く木造及び鉄骨造の住宅などには分電盤タイプの感震ブレーカー及び埋込型コンセントタイプ感震ブレーカーを設置することを勧告的事項とし、それ以外の全国の住宅などに設置することを推奨的事項として規定しています。

風水害は、気象予報技術の進歩によって、避難までに時間に余裕があるために、避難時に火元の確認やガスの元栓の確認に加えて、電気のブレーカーを遮断することはできますが、大規模地震発生時には、避難に時間の余裕は期待できません。避難時に電気ブレーカーを遮断することは困難です。また、家財の散乱や高齢者・要支援者等で分電盤まで到達できなかったり、仕事や所用で外出中であつたりと、様々な要因で電気ブレーカーを遮断できないことが予想されます。住民が避難した後に発生する通電火災は、初期消火が困難なために家屋の焼失・延焼の危険度が増します。住民の生命と財産を守るために感震ブレーカーの設置が有効であると考えます。

多数の自治体がチラシやホームページを活用した地震時の停電対策に関する普及啓発、自治会や自主防災会を通じた感震ブレーカーの説明会、費用が3000円から4000円と比較的安価な簡易タイプ感震ブレーカーの配布、木造住宅耐震診断・耐震改修等補助事業や家具転倒防止等対策費補助金事業や住宅新築・リホーム補助金交付事業と連動して、補助金の上乗せや補助対象器具の追加等の感震ブレーカー設置支援等が行われています。先進自治体の事例を参考に、設置支援を実施することが有効であると考えます。見解を伺います。

2. 大規模な自然災害に備えての事前復興の取り組みについて。

町長

事前復興に関する計画は阪神・淡路大震災後、都市の迅速な再生

の観点から注目され、東日本大震災では被災自治体において、職員の被災や膨大な災害対応業務によるマンパワーの不足等の要因により復興事業の着手が遅れ、また、行政主導の復興計画の策定に対する住民等の不満、地域コミュニティの崩壊など、復興に対する様々な問題が発生し、復興の事業の完了までに長期間を要しました。

それにより住民や企業が疲弊し、早期再建のためにまちを離れたり、避難先でそのまま定住してしまうことで、被災地域の人口の減少といった問題が生じています。

このような東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震の被災地であっても、住民が早期に生活を再建し希望をもって地域に住み続けることができるよう、事前に復興のまちづくりの準備を進めておくことが重要です。平常時から住民・事業者・行政が協働で、地域防災計画における被害の想定を確認して地域の復興の課題やアイデアを出し、その成果を反映させながら、防災・減災対策と同時に進行での、復興に向けたまちづくりのための事前復興計画の策定が必要と考えます。本町における事前復興計画の取り組みについて見解を伺います。

3. 新型コロナ後遺症について。

町長

新型コロナが猛威を振るい、本町でも多くの陽性者がいました。濃厚接触者を合わせると甚大な影響をうけました。愛媛県の医療逼迫宣言は終了しましたが、陽性者数は、一時期より下止まりはしているものの一定数の陽性者が報告されています。現在、5類感染症への移行に向けた議論が、国ですすめられており、マスク着用については3月13日から原則屋内屋外を問わず個人の判断に委ねるという方針決定がなされています。

そんな中で、新型コロナの後遺症が注目されています。感染をされた方の中には、治ったはずなのに体の不調を感じて不安を抱えている方もおられると思います。10人に1人が何らかの後遺症で悩んでおられるとの説もあります。感染前に比べて嗅覚が鈍感になったと言われる方もおられます。数ヶ月たって強い症状が出る方

もおられます。また、子供は軽症だと言われていますが、感染者数の多い国では、一定数の子供に咽頭やのどの痛み、脱毛などの後遺症がでていると言われています。コロナ感染者数の増加と時間の経過に伴って後遺症とわからないまま、症状に悩む方や不安を抱える方が増加することが予想されます。かかりつけ医のいない方もおられます。愛媛県のホームページには症状や相談窓口等の後遺症対応が掲載されていますが、本町のホームページではコロナ後遺症対応を見つけることが出来ませんでした。コロナ後遺症で悩む方の相談窓口、相談方法、受診方法等を明確に提示することが有効と考えます。見解を伺います。

4. 男子トイレのサニタリーボックス設置について。

町長

近年、男性の膀胱がん、前立腺がんが増加しており、手術後に排尿コントロールが困難になった方や高齢化に伴い排尿コントロールが困難な方が、尿漏れパットを使用されることがあります。今後、男子トイレのサニタリーボックスの需要が高まっていくと思われます。本庁舎を含め公共施設を訪問するなどにより調査した結果、サニタリーボックスの設置等、尿漏れパット使用者に配慮がなされている施設がある一方で、支所、観光施設、スポーツ施設、保健福祉施設、公園等でまだ設置されていない施設があります。日常的に管理をしていて、一般の方々の使用が見込まれる未設置の施設には、一部の個室に設置して表示をするなどの工夫をしながら順次設置していくべき利便性が向上すると考えます。また、本庁舎では男子トイレの全個室に設置されていましたが、コンパクトに配置されているためにわかりにくく、使用してもよいものか躊躇する方もおられると思われます。“尿漏れパットはペーパーに包んでこちらへ入れて下さい”等の表示を設置すれば安心して使用できると考えます。見解を伺います。